## 〇厚生労働省告示第四十三号

合 īを含: 健 康 保 む。 険 法 及 び 大 高 正 + 齢 者 年  $\mathcal{O}$ 法 医 律第 療  $\mathcal{O}$ 七十号) 確 保 に 関 す 第七十六条第二 る法 律 昭 和 項 五. 十七 (同 法 年 法 第 律 百 第 几 八 + 十号) 九 条 に 第 お 七 7 + て 準 条 用 す 第 る 場 項

 $\mathcal{O}$ 規 定に基づ き、 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 平 成 二十年厚 生労働 省告 示第 五. + 九 号)  $\mathcal{O}$ 部 を次  $\mathcal{O}$ ように

改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別表第一から別表第三までを次のように改める。